主 文

本件控訴を棄却する。 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実

控訴代理人は「原判決を取り消す。被控訴人が参加人、控訴人間の昭和三七年道委不第一一号不当労働行為救済命令申立事件につき、昭和四一年七月一四日付でした原判決末尾添付の命令主文第一、二項の命令を取り消す。訴訟費用は被控訴人の負担とする。」との判決を求め、被控訴代理人は主文同旨の、参加代理人は主文第一項同旨の各判決を求めた。

当事者双方の主張および証拠の関係は、次に付け加えるほかは、原判決の事実摘示 と同一であるから、これを引用する。

控訴代理人は、「仮りに、控訴人について支配介入の不当労働行為が成立する としても、原判決添付の救済命令(以下、「本件命令」という。)主文第一項は、 次の理由により違法である。(1)不当労働行為制度の趣旨は、不当労働行為を是 正してこれがなかつたと同じ状態を作り出すことにあるのであるから、労働委員会 としては、現にあつた不当労働行為を排除し、原状回復を命ずることを建前とし、 本件命令主文第一項のような不作為命令は、再び同種または類似の不当労働行為が 繰り返されるおそれが多分に存在し、あらかじめこれを抑止する必要があると認め られるときに限つて許されるものである。しかし、控訴人が本件命令主文第一項の対象となつた不当労働行為を行なつたのは、昭和三七年六月五日の本件救済申立て以前のことであり、右事件の審理は同年一二月二六日に終了しているのであるか、 ら、その必要があれば被控訴人は遅滞なく救済命令を発すべきであるのに、その後 三年六月にわたりこれを放置し、昭和四一年七月一四日になつて本件命令を発した のであり、その間控訴人は支配介入の不当労働行為を行なつておらず、約四年前の 行為を理由に不作為命令を発せられる理由はなかつたものである。(2)さらに 本件事案について不作為命令が必要であつたとしても、本件命令主文第一項は、労働組合法第七条第三号の文言をそのまま引用したものであるところ、労働委員会の 命令が確定すると、これに違反する使用者は過料または刑罰の制裁を受けるのであ るから、本件命令主文第一項のように将来にわたつて具体的内容を規定しない命令 を発することは、結局制裁の裏付けをもつた法規を設定するに等しく、労働委員会 の権限を超えた違法のものである。」と主張した。

三 証拠(省略)

理 由

当裁判所も控訴人の本件請求を理由がないと判断するものであつて、その理由は、次のとおり付加、訂正するほかは、原判決の理由と同一であるから、これを引用する。

一 原判決一〇枚目裏三行目の「丙第七号証(後記措信しない部分を除く)、」の次に「丙第三三号証」を加え、同六行目の「証人A、同」を「原審および当審証人A、原審証人」に改め、同一二枚目裏一四行目の「第一小型ハイヤー労働組合」を

「第一小型ハイヤー新労働組合」に改め、同一三枚目裏五行目から同七行目までの 「午前一〇時頃その集会に赴き、右賃金カツト分を交付し直ちに病院へ戻つたものでその間約三、四〇分であり」を「右集会に赴いていたもので、時間的にも病院を 出てから戻るまで三、四〇分程度の短時間にすぎず」に改め、同一四枚目表一二行 目から一三行目の「証人A」を「成立に争いのない甲第五号証ならびに原審および 当審証人Aならびに当審証人B」に改め、同一四行目の「方策」の次に「および地 連として統一闘争ができる体制にあるか否かの情勢判断」を加え、同裏五行目の「ところ、」の次に「原審および当審」を加え、同一三行目の「措信し難い。」の次に「当審証人C、同Dの各証言も右認定を左右するに足りない。」を加え、同一五枚目表五行目の「Aの」を「A、当審証人Bの各」に改め、同八行目の「Aの」を「AおよびBの各」に改め、同裏八行目の「前掲」の次に「各」を加え、同一六番によることによることによることによることによって、 枚目表九行目の「E」を「Eならびに当審証人F」に改め、同一七枚目表五行目の 「甲第四号証」の次に「、当審証人Gの証言により成立の認められる甲第六号証な らびに同証人および当審証人Dの各証言」を加え、同一八枚目裏八行目の「特段の」を「慎重な」に改め、同一九枚目表二行目の「原告」を「当審証人Hの証言は右認定を左右するに足りず、控訴人」に改める。

二 控訴人は、本件命令主文第一項はその必要性を欠くと主張する。原本の存在お よびその成立に争いのない甲第一号証によれば、被控訴人は、本件救済申立てに関 する審問を昭和三七年一二月二六日に終結したことが認められ、本件命令が昭和四一年七月一四日付で発せられたことは当事者間に争いがない。しかし、前記のとお り、控訴人は、参加人組合内の執行部に対する批判勢力と連携を保ちつつ、その活 動を援助し、助長したものであり、前認定の事実よりすれば、右審問終結当時控訴 人において同種または類似の行為を繰り返すおそれがあつたものというべきとこ ろ、その後このようなおそれを解消させるような事情の変更があつたと認めるに足 る証拠はないから、審問終結後本件命令発令までに相当の期間を経過したことの故 をもつて、本件命令主文第一項はその必要性を欠くものとはいえない。 控訴人は、さらに本件命令主文第一項は、労働組合法第七条第三号の文言をそ のまま引用したもので、抽象的であり、救済命令として違法であると主張する。前記のとおり、本件命令主文第一項は、「被申立会社(注、控訴人を指す。)は、申立組合(注、参加人組合を指す。)の運営に介入してはならない。」というもので 労働組合法第七条第三号の規定の一部をそのまま記載したものである。しか 救済命令は、具体的事件の救済のために発せられるものであるから、その命令 主文だけを取り出して見れば、法文の繰り返しにすぎないように見えるものでも、 理由をも含めて救済命令全部を見れば、その命令の趣旨を具体的なものとして理解 することも可能な場合も少なくなく、本件命令主文第一項も、それが特に前記第七 条第三号の文言の一部だけを取り出したものであることを考慮しながら、命令全部を読めば、控訴人に対し、理由中で認定されているように、参加人組合内の批判勢力と連携を保ち、その活動を援助するなどして、参加人組合の運営に介入してはな らないという趣旨であることは明らかである。控訴人が主張するとおり、使用者が確定した救返済命令に違反したときは、過料または刑罰の制裁があることよりすれ ば、救済命令の内容は、できるだけ具体的であることが望ましいが、他方事件の性 質上それが技術的に困難であり、内容の限定がかえつて使用者の脱法手段を招くお それがあるような場合には、不当労働行為制度の目的に照らし、その実効性を確保 するために、ある程度抽象的な内容の救済命令を発することも直ちに違法ということはできない。使用者が組合内の批判勢力と連携し、これを援助する場合、使用者 はさまざまな手段、方法を選ぶことができるから、使用者が先にした特定の手段、 方法に限らず、さまざまの手段、方法を用いて組合内の批判勢力と連携し、これを 援助をするおそれが多分にあると認められる場合には、先にあつた特定の手段、方 法だけを禁止しても、不当労働行為制度の目的は殆んど達せられないことになる。 したがつて、このようなおそれの存する限り、本件命令主文第一項のような命令も 許されるものと解すべきところ、前認定の事実からすれば、控訴人には、このよう なおそれが十分にあつたものというべきである。よつて、この点の控訴人の主張も 採用できない。 そうすると、控訴人の本件請求を棄却した原判決は相当で本件控訴は理由がないか 民事訴訟法第三八四条第一項、第九五条、第八九条を適用して、主文のとおり

判決する。 (裁判官 朝田孝 秋吉稔弘 町田顕)